

多摩市立複合文化施設等指定管理者
候補者選定委員会
審査結果報告書

令和8年8月31日

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会

審査結果の報告にあたって

本選定委員会は、令和9年4月1日から指定期間を開始する多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の選定にあたり設置され、令和8年7月15日から8月31日にかけて、3回にわたって審査を行いました。その結果をとりまとめましたので、ここに報告いたします。

本選定委員会の7名の委員は、「多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱」第1条に規定する「多摩市立複合文化施設等の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行う」という目的を果たすべく、一致協力しながら、公平かつ公正な審査を心がけました。

この審査結果が、今後、多摩市にて進められる指定管理者候補者の決定、協定書の締結等の手続きにおいて、十分に活かされることを期待します。

令和8年8月31日

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会
委員長 小林 真理

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会

審査結果報告書

目 次

1	審査経過について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	審査について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	「多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場」の審査 について・・・・・・・・	2
3	多摩市立複合文化施設・多摩市立多摩中央公園内駐車場 選定委員会 評価・意見一覧・・・・・・・・	3
(1)	総括・・・・・・・・	3
(2)	評価項目ごとの意見・・・・・・・・	4
(3)	委員別評価結果・・・・・・・・	10

【添付資料】

- 資料 1 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱
- 資料 2 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料 3 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者の審査手順

1 審査経過について

回数	日時等	会議内容
第1回	令和8年7月15日（水） 午前11時00分～ 午前12時00分 中央図書館活動室2・3	(1) 本選定委員会の趣旨について (2) 委員長、副委員長の選任 (3) 指定管理者制度の概要説明・ 制度導入の目的説明 (4) 多摩市立複合文化施設及び多摩中央公園 内駐車場の施設概要について
第2回	令和8年8月4日（火） 午後3時00分～ 午後5時30分 第二庁舎会議室	(1) 公募によらない選定に係る意見聴取（特命 団体ヒアリング） …多摩市立複合文化施設・多摩中央公園 内駐車場（パルテノン多摩共同事業体） (2) 審査基準に基づく意見記入 (3) 意見交換 (4) 意見修正・意見提出
第3回	令和8年8月31日（月） 午後2時00分～ 午後4時00分 第二庁舎会議室	(1) 審査結果報告書（案）の確認 (2) 意見交換

2 審査について

多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者については、多摩市において公募によらない選定とすることが決定されています。このことを前提として本選定委員会では、指定管理者候補者の選定にあたって、資料3「多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者の審査手順」に沿って、審査を実施しました。

(1)「多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場」の審査について

ア 審査の実施について

第1回選定委員会（令和8年7月15日）終了後、下記の特命団体から提出された申請書類に基づき、各委員において個別に仮審査を実施しました。その後、第2回選定委員会（令和8年8月4日）において、申請書類に基づくプレゼンテーションによる説明（20分）を受けた後、団体へのヒアリング（20分）を実施しました。ヒアリングを受け、各委員が仮審査内容の修正（10分）を行い、その後、全員の審査内容を共有した上で意見交換（30分程度）を実施しました。意見交換を踏まえ、再度、審査を実施しました。

審査は、団体が提案した事業計画の内容が、市が示した管理基準を満たしているかについて、審査基準の項目毎に、3段階で各委員が評価を行なった上で、「評価できる点」や「改善すべき点」等の意見を記述する方式で実施しました。

【対象施設及び特命団体】

	施 設 名	特命団体
1	多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）	パルテノン多摩共同事業体
2	多摩市立多摩中央公園内駐車場	

【3段階評価の基準】

- 1 管理基準以上の取り組みである
- 2 管理基準を満たしている
- 3 改善や見直しが必要である

イ 審査結果について

第2回選定委員会のヒアリング及び意見交換を踏まえて各委員から出された審査結果を審査結果報告書（案）として集約した上で、第3回選定委員会（令和8年8月31日）を開催し、選定委員会の審査結果及び意見として、審査結果報告書を取りまとめました。

本報告書の内容については、市と団体が協議のうえ締結する協定書を策定する際に、十分参考にされることを求めます。

3 多摩市立複合文化施設・多摩市立多摩中央公園内駐車場 選定委員会 評価・意見一覧

(1) 総括

審査の結果、本選定委員会としては、おおむね「基本的な管理基準を満たしている」と評価しました。一方で、以下のとおり見直しを望む項目がありますので、今回の提案をベースに、よりよい取り組みに向けた検討がなされることを期待します。

- ◆博物館系事業における市民学芸員・市民研究員などの市民との協働による事業展開は、高く評価できました。一方で、文化芸術分野における市民や大学との協働による事業展開や、管理運営計画を踏まえた幅広い対象に向けた事業展開については、十分な表現がされていませんでした。団体の独創性や強みを活かした運営の実現に向けて、より拡充されていくことを期待します。
- ◆共同事業体として効率的な施設運営を図ろうと取り組んでいることは確認できました。一方で、地域の文化芸術振興という高い公共性・専門性をもった事業を担うことについて、構成団体全体でより深い理解をもって一丸となって取り組むように望みます。収益向上や経費削減も重要ですが、施設の設置目的の実現というより大きな目標があることを改めて認識し、よりよい施設運営につなげていただきたいと考えます。
- ◆特に代表団体である多摩市文化振興財団（以下「財団」という。）においては、これまでの歩みに基づく自らの強みをしっかりと分析し、地域の未利用者にも価値を届けるような取り組みを実施していくことを期待します。今回の提案で振り返った各課題について、すぐに具体的な解決法を提示できない場合でも、それらに対してどのように取り組んでいくかを、毎年度立案する事業計画書等で明らかにしながら対応を進めていただきたいと考えます。公益財団法人ならではの専門性、主体性、独自性を発揮し、構成団体である民間企業の助力を得つつ相乗効果が生み出せるよう、財団の主導によって次期指定管理にあたるよう求めます。
- ◆上記を踏まえて、市に対しては、次期指定期間の中期において、外部評価の機会を設けるなど、具体的な評価の手法を検討するよう求めます。その際は、共同事業体形式を継続することの是非も含めて、改めて検討する必要があると考えます。

パルテノン多摩が、これからも市民の宝として、多摩市の文化芸術振興と地域活性化に寄与する中核的な施設であり続けていくために、指定管理者としての自らの役割について真摯に向き合うことを求めると同時に、今後の取り組みに期待しています。

(2) 評価項目ごとの意見

団体が提案した内容について評価を行った際、評価すべきと思われる点と改善すべきと思われる点について、選定委員会としての意見を以下のとおり、とりまとめました。

ア 事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮し、サービスの向上が図られるものであるか（手続条例第4条第1号）

総合評価	2（管理基準を満たしている）
評価内容	選定委員会の意見
①施設の設置目的や業務内容を的確に理解し、公の施設を運営するに相応しい基本方針になっているか。	○組織内部の実務的な「経営上の重点」は理解できるが、地域社会に向けてどのような文化的貢献を果たし、どのような将来像を描くのか、という基本方針は読み取れなかった。 ○各構成団体の専門性（役割分担）や利用率の向上（利用収入の確保）が主に述べられており、管理基準に示された施設の基本理念や方針（設置目的・業務内容等）についての記述が、今回の提案書では不足していた。 ○過去の財団の事業報告書を確認するなかで、財団は、施設の設置目的や業務内容を理解していると考えられるが、それらについて各構成団体が十分に理解しているのか疑問が残った。公の施設としての運営にプラスして、文化施設の役割について理解を深めてほしい。
②提案の内容は、独自の創意工夫があり、かつ現実的なものである上で、利用者の増加、稼働率、サービスの質の向上が期待できる具体的な提案が諸室ごとに出されているか。	○博物館系事業の充実度と質の高さは、団体が実施する事業として特筆すべきものとして評価する。 ○提案のあった、登録博物館に向けた取り組みは、これまでの蓄積を生かす観点でも非常に意義がある。ぜひ積極的に進めてほしい。 ○学芸部門のみならず、舞台芸術部門においても、市民に直接働きかける事業の展開を視野に入れる必要性を強く感じる。 ○諸室の利用率の改善などについて、前向きに創意工夫する意欲が見られる。 ○市民の文化活動や、学術性・公共性の高い活動など、採算性は低くとも文化的・社会的価値の高い利用をいかに保障し育成していくか、質的な面での独自提案をさらに深める必要がある。 ○市民や利用者を、単なる場所の借り手や受け身の鑑賞者にとどめず、主体的・能動的な文化活動への参画を促す仕組みの構築を強く望む。

イ 事業計画書等の内容が、利用者の公平な利用の確保をすることができるものであるか。（手続条例第4条第1号）

総合評価	2（管理基準を満たしている）
評価内容	選定委員会の意見
①利用者の意見、要望等を集め、運営に反映させる工夫がなされ、事業対象者、事業の内容に偏りはないか。	○様々なアンケートを多方面で実施していることは理解できるが、特に貸館については、年1回のアンケートのみでなく、利用者がタイムリーに意見を伝えられる仕組みを検討してほしい。また、団体は実施した改善点を利用者や市民に向けて発信するなど、利用者・市民との信頼関係構築に向けたコミュニケーションを図ることを期待する。 ○要望を集約する仕組みは整っているが、一部の利用者や、動員力のある団体の意見に偏重しない配慮が不可欠であり、文化の多様性を担保する仕組みづくりが課題である。 ○未利用者を含む市民のニーズを把握しきれなかったことを前期の反省点として挙げていたが、それを今後どのように改善していくのか。単なる施設の満足度アンケートでは拾い上げられない市民の思いをどう反映していくのか、よく検討してほしい。
②社会的弱者への配慮がなされているか。	○アウトリーチのもう一つの意義である地域社会との連携にも触れており、審査基準以上の取組といえるため、期待したい。 ○高齢者、障がい者への配慮など、文化芸術を享受する機会を広げる公共施設としての姿勢は高く評価できる。 ○社会的弱者は、高齢者、障がい者だけではなく、IT弱者や経済的困窮者、外国人なども含まれる。これからますます社会的包摂が求められる中で、誰もが文化芸術にアクセスできる環境づくりに公的資金を投じて実施する意義はきわめて大きく、着実な実行を期待したい。 ○「社会的弱者」の定義が限定されている印象を受けたので、社会情勢を踏まえつつ社会的包摂について考察を深め、事業に反映してほしい。
③施設使用料等の収納（指定管理者の事業利用分も含む）について、適正に行われ、利用者の公平公正を損なわない運営体制が整っているか。	○すでに土日の利用率は高い状況を踏まえて、平日の利用率向上の重点対象として、リピーター、学校、企業、プロモーターが挙げられているが、まず地域住民の更なる利用を促進するよう求めたい。 ○土日の市民利用の尊重については言及されたが、閑散期等における商業利用の誘致にあたっても、公平公正が損なわれることのないよう配慮しながら進めて頂きたい。 ○経済的な理由で施設の利用や文化享受を諦める市民が生じないよう、減免制度の柔軟な運用など、公共施設としてのセーフティネットの視点を持つことが強く望まれる。

- ウ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか。（手続条例第4条第2号）

総合評価	2（管理基準を満たしている）
評価内容	選定委員会の意見
①施設の維持及びサービスを提供するための職員体制、職員研修が計画されているか。法規上必要とする業務資格や経験を持った人材が確保され、適材適所に配置されているか。	○博物館、音楽、演劇、映画等の各分野において高度な専門性を担保するためには、専門職としての資質向上を支える高度な研修制度が不可欠である。施設としての専門性を高めていくための人材育成や、専門職としての適切なキャリア形成に関する具体的な説明が不足していた。全国公立文化施設協会やアーツカウンシル東京等の外部機関の制度も活用しつつ、専門性を高めるための人材育成に向けた取組に注力して頂きたい。 ○事業部門の人員が少なすぎると感じる。専門職として現場を支える人材の確保、育成と適正な労働環境の整備を求めたい。 ○コスト削減のしわ寄せが現場スタッフの待遇悪化（非正規化や過重労働等）に向かわないように、市による継続的なモニタリングが必要である。
②事故、緊急時の安全対策が適切で具体的な対応が考えられているか。	○基本的な安全対策は網羅されているが、複数組織からなる共同事業体という性質上、緊急時の指揮命令系統や責任の所在に曖昧さがあり、その点を解消していくことが課題である。 ○各構成団体が自らの役割を理解し速やかに行動できる体制は評価できるが、緊急時の指揮系統については一本化するような形で強化されることを望む。
③財務状況は、良好かつ不足の事態に耐えられる資金の余裕があることで、経営基盤が安定しているか。	○各構成団体の財務状況について支払能力をみる財務・経営分析の指標となる比率によると、概ね健全であると判断できる。 ○コスト削減に偏重せず、必要な予算は適正な指定管理料として確保されるべきであり、市と協議すべき課題である。 ○代表団体を財団とするなかで、財務規律の柔軟化・明確化といった公益法人制度改革のメリットを活かし、不測のリスクに対応できるような経営基盤の確立方策が示されていないかった。
④管理能力として、個人情報保護のための体制、研修体制が整っているか。また、業務記録簿、経理帳簿等を整備し、情報公開や監査請求に対し適切に対処できるか。	○研修頻度やテスト合格を必須とする点から、個人情報保護の重要性を認識していることは評価できる。 ○各構成団体が独自に実施している研修やルール策定について、可能な範囲で統一することが望ましい。

- エ 事業計画書等の内容が、公の施設の管理に係る経費について、市が管理する場合に要するものと同様以下で管理することができるものであるか。（手続条例第4条第3号）

総合評価	2（管理基準を満たしている）
評価内容	選定委員会の意見
①団体の専門性を発揮することで、将来像の実現に向けた管理運営を行うにあたり、費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。	○「費用対効果」とは、単なる経費削減や短期的な経済効率だけではなく、専門性の発揮による質の高い文化芸術の提供についても考慮して捉えるべきである。 ○資料の収集・保存・調査研究、デジタルアーカイブといった、収益には直結しないが重要な機能は、費用対効果の観点から切り捨てられやすいが、文化拠点として不可欠であるため、確実に維持してほしい。 ○財団としての専門性について、これまでの実績である価値ある取り組みを含めて、それが自分たちの価値であるということを表現できていない点が課題である。 ○市は、共同事業体であることでむしろ経費がかかるというデメリットの存在有無について、今後検証した方がよい。
②適切な経費削減の取り組み姿勢があり、指定管理料の縮減や指定管理料以外の財源について等、公募による選定同様の競争を意識した提案となっているか。	○非常に厳しい財政であることは理解でき、不断の努力を感じる。 ○適正なコストをかけたうえで、いかに質の高い公共サービスを還元するかという観点こそ重視すべきである。経費節減を目的として、必要な人件費を切り詰めたり、非正規化を進めたりしないことを強く求める。 ○国等からの補助金収入や自主事業など、自主的な財源確保についても検討されたい。

オ その他市長が認める事項（手続条例第4条第4号）

総合評価	2（管理基準を満たしている）
評価内容	主な意見
①団体の運営理念が、パルテノン多摩の理念・方針・目指すべき将来像に沿ったものとなっているか。	○財団における開館以来の実績の蓄積は高く評価できる。 ○団体の運営理念は、パルテノン多摩の基本理念や将来像に合致しており、「市民へ還元」することが触れられている。ただし、内容を具体的に示すまでには至っていないので、各年度の事業計画や事業報告では明確に示す必要がある。 ○収支や採算といった経済合理性の観点では課題があるとしても、その分、本来の役割である文化芸術の発展を担う役割や、民間は忌避する公共性（儲からないが、必要性はある）について、より意識を高めてほしい。
②前期の運営実績について、文化事業・市民協働・利用者満足度、情報発信・地域連携・施設の価値創出・共同事業体方式の効果、運営体制などについて、適切に振り返りがされ、その課題を踏まえた提案となっているか。	○実績を振り返り、適切に課題を踏まえている。利用者の声やニーズの傾向が具体的に示されていると、さらに説得力が増すのではないかな。 ○改善策の具体性に欠ける。すぐに解決できる手法を提示することができなくても、それに対してどのように取り組んでいくかを、今後の年度計画等で、明らかにしていくことが重要である。 ○共同事業体方式の効果については、実務レベルの効率性にとどまっており、共同事業体である意義については疑問が残るものであったので、今後の運営状況を踏まえて、市は、当該方式の是非を検証する必要がある。
③事業提案が、管理運営計画を踏まえた内容となっているか。特に舞台芸術系事業に関して、幅広い対象層（特に未就学児・親子向け・気軽に鑑賞）へのアプローチや市内アウトリーチ、周辺施設との連携を通じて多摩センター地区の活性化に寄与することを意識した事業や、市民や大学等との協働による事業展開、ロビー等の賑わい創出を含んでいるか。	○多方面にわたる充実した提案であり、事業全体の質の高さは十分に評価できる。なかでも、市民学芸員・市民研究員など市民を巻き込んだ事業展開は高く評価できる。 ○舞台芸術系事業は公演がほとんどであり、幅広い対象（特に幼児や親子）に向けた取り組みの拡充を求めたい。 ○市民や大学等との協働による事業展開などの提案が不足している。 ○賑わい創出に関しても、前年度踏襲の部分が大きく、新規性に欠ける。 ○博物館系事業について、今後の事業展開や充実に向けてハード面での脆弱性は否めない。物理的な活動拠点や展示空間の確保と充実は大きな課題である。

④複合施設の運営者として、施設内で活動する他事業者と連携した施設運営や文化事業が提案されているか。	○施設内の他事業者との連携に関する提案は、一定水準を満たしている。 ○今後は、イベント時のスポット的な協力にとどまらず、日常的な連携の仕組みづくりを期待する。
⑤情報発信に関する戦略・計画等が検討されているか。	○基本的な広報計画は十分に整備されている。 ○個別の対象（来館者、利用者、地域住民、子ども／青少年等）に向けたきめ細かな情報発信を求めたい。 ○情報発信は、単なる集客のための宣伝（マーケティング）ではなく、市民の「知る権利」を保障するための広報活動である。情報弱者（高齢者や障がい者など）にも確実に届くユニバーサルな発信手法の強化を期待する。
⑥提案した内容に、団体による独創性が反映されているか。特に共同事業体ならではの特色がみられるか。	○共同事業体として、各構成団体それぞれの強みを活かすという意識が反映されていた。 ○共同事業体ならではの特色も理解できたが、財団の独創性や特色を強化してもよいのではと感じた。 ○実態として、単に既存の業務を各構成団体で切り分けて分担しているのみに見える。複数社による業務の細分化は、責任の所在を曖昧にし、公共サービスの一貫性や質的な分断を招く懸念がある。現状の共同事業体方式には根本的な疑問が残る面もあることから、市は、今後、しっかりと検証すべきである。 ○市民活動支援については、財団が主体となり、中間支援的な役割を強化してほしい。

(3) 委員別評価結果

以下の評価基準に基づいた委員別評価について示します。

【評価基準】

団体が提案した事業計画の内容が、市が示した管理基準を満たしているか以下の3段階により判断した。

- 1 管理基準以上の取り組みである
- 2 管理基準を満たしている
- 3 改善や見直しが必要である

No.	審査項目	審査基準	総合評価	各委員評価						
				A	B	C	D	E	F	G
1	サービス向上	①	2	3	2	2	2	2	3	1
		②		2	2	2	1	2	3	1
2	利用者の公平な利用の確保	①	2	2	2	2	2	3	3	2
		②		1	2	2	1	3	3	1
		③		3	2	3	3	3	2	2
3	経営の規模及び能力	①	2	2	2	2	2	3	3	2
		②		2	2	2	3	2	3	2
		③		2	2	2	2	3	2	2
		④		2	2	2	2	2	2	2
4	経費について	①	2	2	2	3	2	3	3	2
		②		3	2	3	1	2	3	2
5	その他	①	2	3	2	3	2	2	3	2
		②		3	2	3	2	3	3	2
		③		3	2	2	1	2	3	1
		④		2	2	2	2	1	3	3
		⑤		2	2	3	2	2	2	2
		⑥		3	2	2	3	3	3	2

添付資料

- 資料 1 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱
- 資料 2 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料 3 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者の審査手順

多摩市告示第242号

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和8年4月17日

多摩市長 阿部裕行

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年多摩市規則第61号）第7条の規定に基づき、多摩市立複合文化施設（以下「複合文化施設」という。）及び多摩市立多摩中央公園内駐車場（以下「公園内駐車場」という。）の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、複合文化施設及び公園内駐車場の指定管理者の候補者について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）7人以内をもって構成する。

- (1) 複合文化施設又は公園内駐車場の管理運営に関し専門的な知識を有する者 5人以内
- (2) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が複合文化施設及び公園内駐車場の指定管理者の候補者の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、複合文化施設及び公園内駐車場の指定管理者の候補者と個別に接触をしてはならない。

(会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、公開する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

（関係者の出席）

第10条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第11条 委員会に関する庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会委員名簿

	氏名	役職	区分
1	小林 真理	委員長	施設の管理運営に関し専門的な知識を有する者
2	金子 淳	副委員長	
3	伊藤 裕夫	委員	
4	大場 有紀	委員	
5	小野田 朋恵	委員	
6	柴田 ゆき	委員	公募による市民
7	神野 節子	委員	

任期：令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者の審査手順

日程	選定委員	事務局
7月15日 (第1回委員会)		・審査関連資料の配付・説明 (管理運営計画、管理基準、募集要項等)
7月28日頃		・提案書等、団体から提出された申請書類を確認し、委員へ送付
申請書類受取 から第2回ま での間	・審査関連資料と申請書類を基に、審査表へ評価・意見を事前記入	
8月4日 (第2回委員会)	・団体からのプレゼンテーション(提案説明)を受け、ヒアリング(質疑)を実施 ・本審査として、各自審査表の評価と意見を記入し、事務局へ提出	
第2回～ 第3回までの 間		・審査結果報告書(案)の作成
8月31日 (第3回委員会)	・審査結果報告書(案)の確認 ・必要に応じて修正	